## 甲斐国幕領の成立と陣屋の形成

## - 甲府・谷村陣屋を中心として-

## 西沢淳男

## Development of the Shogunal Demesne in Kai Province and Formation of the Encampment

Focusing on the Yamura and Kofu Encampment —

### Atsuo NISHIZAWA

### **Summary**

This paper aims to discuss the characteristics of the Shogunate demesne in Kai Province in terms of formation and development as well as formation and organization of the Kofu encampment, and the characteristics of the Yamura encampment in terms of style change and the local governor assuming the position.

The knowledge about formation of the Kofu encampment has been limited to the location and the size provided by the "Kaikokushi". This paper specificcally shows selection and forming process of encampment, salaries and divided duties of low-level officials. As for the Yamura encampment, the Shogunal demesne developed in its own way and the Yamura encampment was formed since the forced relocation of the feudal load, Akimoto. The Yamura encampment was not designated as lodging for feudal loads but was the satellite encampment for the local governors of the Kanto, Izu and Kai provinces. It was since the Kansei period (after 1789) that the encampment was governed by the Isawa governor. The encampment was known as an demain of judiciary and police and abolishment of the encampment and transfer of the functions to the Isawa demain was planned by the then Isawa governor, Toyomasa Mino. due to a lot of prosecution. The paper shows, however, that the reason was an excuse and a true purpose was to reduce unnecessary expense in the midst of the Shogunal financial crisis when the Shogunal demsne was entrusted to feudal loads or was subject to merger and abolition.

Keywords: local governor, the Shogunal demesne, Kofu encampment, Yamura encampment

谷村陣屋の仕法替や就任代官の特質についてみた。

# 甲斐国幕領の成立と陣屋の形成

# ―― 甲府・谷村陣屋を中心として ――

西

沢

淳

男

旨

要

本稿では先学の研究を踏まえ、 改めて甲斐国幕領の成立・展開から特徴を考えるとともに、 甲府陣屋の成立や組織

幕府財政危機の中で全国的に幕領の大名預地化や統廃合が実施された時期と重なり、 訴訟の多さを理由に、谷村陣屋の機能を石和に吸収させることにより廃止が目論まれた。しかし、 谷村陣屋が建立された。谷村は本陣屋となることがなかったため、 陣屋の選定・設置過程や下僚給与・職務分掌を明らかにした。一方、郡内は秋元氏の転封以後は独自な幕領形成をし 般的に知られている石和代官支配となるのは寛政期以降である。また、石和代官蓑豊昌によって公事国とよばれた 甲府陣屋の成立については、これまで『甲斐国志』によって場所と坪数しか知ることが出来なかったが、 関東・伊豆・甲斐国内の代官の出張陣屋となった。 新の目的は冗費削減のためであ これは口実であり、

キーワード:代官、幕領、甲府陣屋、谷村陣屋

ることを明らかにした。

## はじめに

就任者の分析を試みている。また、和泉清司は幕領の全国形成におけ 譜を引く幕府代官について明らかにし、さらに甲府ならびに石和代官 る甲斐国幕領の成立について概観している。 これまで甲斐国幕領や代官については、村上直が武田氏蔵前衆の系

一方で、県内の自治体史編纂はほぼ一段落して、県史編纂事業も平

代官変遷の紹介であったために齟齬がみられる場合もあった。また、 中期以降個々の陣屋の成立についても十分明らかにされているとはい 成二十年終了した。こうした編纂事業により新たな史料の発掘なども 資料編として発刊され、着実に研究は進んできているといえる しかし、対象が近世初期に限定されていたり、在方の記録によった

沢 淳 男

西

えないのである。

かった谷村陣屋について、その組織や特質についてみていくことにし さらに、これまで出張陣屋であるがゆえに正面から研究がされてこな 展開から特徴を考えるとともに、新史料から甲府陣屋の成立や組織 そこで、本稿では先学の研究を踏まえ、改めて甲斐国幕領の成立

# 甲斐国幕領の成立と一国幕領化

## (一) 幕領の成立と形成

代として入った。在地支配は、代官頭大久保長安と徳川四奉行と称さ ぜられるが、国中三郡は家康の五カ国領有時代甲斐経略にあたり、 甲斐国は徳川家康の直轄領となった。翌年郡内谷村には鳥居成次が封 六年御高水帳」が作成された。 一三万八一八五石余を確定した。これに基づき「甲斐国四郡郷村慶長 文禄検地により打ち出された郡内領一万八四一八石余を合わせて 七二二カ村、山梨・八代・巨摩三郡で高二一万九七六七石余、これに れも武田氏旧臣であった。長安は早速国中三郡で検地を実施、 斐国情に精通していた平岩親吉が六万三〇〇〇石に加増の上、 甲府城 れた桜井信忠・石原昌明・小田切茂富・跡部昌忠が担当した。彼ら何 幸長は十三万石加増の上、紀伊国和歌山へ転封となった。これにより (一六〇〇) 年関ヶ原の戦い後、 先ず徳川氏による甲斐国の再領以降について概観する。慶長五 論功行賞により徳川方についた浅野 村数 甲

太が亡兄忠吉の旧領尾張清洲へ転封となることにより、幕領となった。 は引き続き長安と四奉行によりおこなわれた。 慶長十二年閏四月五郎 るが、幼少で駿府城にあって入部もなく、政務は傳役平岩親吉、在地 これが甲斐国幕領のはじまりである。 甲府城には城番(第一次城番制 慶長八年正月には家康九男五郎太(後の尾張徳川義直)が封ぜられ

安と配下の代官(元武田氏蔵前衆)等によって支配された。頼水(信濃国諏訪城主)が就任するが、幕領は事実上代官頭大久保長のうち、跡部昌忠・石原昌明は病没して二奉行となり、城代には諏訪が置かれることとなった。城番は峡北地域の武士集団であった武川衆・が置かれることとなった。城番は峡北地域の武士集団であった武川衆・

生前の金銀隠匿や幕府転覆の陰謀発覚を理由に遺子七人が死罪とな 経営に寄与した中心人物に間違いない。長安の死後は、 れた。いわゆる大久保長安事件である。何れにせよ、 葬儀を執りおこなおうとしたところ、突如家康から中止を命じられ 風により病床に臥し、翌年四月に死去した。遺言により甲斐で盛大な はそれに準ずる地位にまでになっていた。しかし、 衆を用いた鉱山開発では多大な実績を上げた。慶長八年には従五位下・ 大和・石見国をはじめとする全国に活動の足跡を残し、 特に武田金山 拡大とともに配下の代官・手代・下代らを駆使して佐渡・越後・信濃 を発揮した。長安は武蔵国八王子を拠点としながらも、 関東入国後は伊奈忠次らとともに代官頭として関東の領国経営に手腕 領有時代より地方巧者として頭角を現し、天正十八(一五九〇) 蔵大夫が武田信玄の猿楽衆として仕えた時にはじまる。 康に仕え、大久保忠隣の庇護をえた。長安と武田氏との関係は、 石見守に叙任され、慶長十年以降の駿府大御所政権では年寄衆もしく 大久保長安は武田氏蔵前衆として仕えていたが、主家滅亡後徳川家 族・縁故者等多数が連座し処断され、 金銀財産・所領も没収さ 慶長十七年には中 慶長期の甲斐国 家康の五カ国 日向正之と島 徳川家の所領 年の 父大

田直時がこれに代わった。なお、正之も武田氏旧臣である。

任じ、 降は年番制が採用され、三〇〇〇石以上の無役である寄合旗本二名を 奉行を兼務する多忙の中で、病気を理由として城番を辞した。 衆を勤めていた。しかし、寛永十三年勘定頭(後の勘定奉行)・佐渡 丹康勝が任ぜられ、三〇〇〇石加増され三日市場村(塩山市)十組屋 は本堂茂親と設楽貞代が城番として入った。翌年谷村には上野国総社 てた。谷村城主鳥居成行も改易となり、再び甲斐国の大半は幕領とな とあわせ五〇万石を領することになり、駿府に居城が移された。甲斐 老となった。寛永元(一六二四)年駿河・遠江国を加えられ、 親者、すなわち三代将軍となる家光の弟国千代(忠長) 同心二十人が付属した。城番は代わっても地方支配については、代官 から秋元泰朝が入封し、国中には甲府城番(第二次城番制)として伊 た。甲府城には武川十二騎に代わり大久保忠成と水野忠善、谷村城に 十月には改易され上野国高崎へ配流となり、十二月六日に自害して果 により甲府に蟄居が命じられた。翌年正月大御所前将軍秀忠が死去し われた。ところが、寛永八年五月になり三代将軍となっていた兄家光 まで通りで、実務は引き続き蔵前衆の系譜を引く代官によっておこな の領国支配は、 ○○石で甲府城に封ぜられることとなった。谷村城主鳥居成次は付家 元和元(一六一五)年大坂の豊臣家が滅亡し、 〈徳見〉に一万二○○○石で立藩した。康勝の父もまた武田氏海賊 毎年五月四日を期日として交代させた。城番一人宛与力六騎 元和五年島田直時が大坂町奉行へ転出した以外はこれ 翌年再び将軍家の近 が二三万八〇 甲斐国

(二次史料では代官触頭とする) 平岡和由、岩波道能を中心におこなた引く秋山正甫・伯重が代官として同様の位置にいた。 初期甲州を代表すなりの権限を与えられていた。 すでに平岡・岩波両家とも大久保長安配下の有力な代官として名前が見え、徳川義直領・忠長領と領主が安配下の有力な代官として名前が見え、徳川義直領・忠長領と領主がる在地性の強い代官である。また、峡南河内領には武田氏旧臣の系譜る在地性の強い代官である。また、峡南河内領には武田氏旧臣の系譜を引く秋山正甫・伯重が代官として同様の位置にいた。

離れた後も幕末まで代々江戸幕府の代官を勤めた。の次郎右衛門和由、勘三郎良辰と代官職を世襲し、その子孫は甲州を平岡家は岡右衛門道成が武田氏蔵前衆を勤め、その弟帯刀良知、子

屋の創設である。 中心に与えられ、幕領は激減した。当初は独立家門大名ではなく将軍 綱重は笛吹川以西で十四万四〇一二石、綱吉は西河内領三〇〇〇石を 屋に定め、 こなっていた平岡良辰は、 より城番制も終わりを告げ、これまで甲府の拝領屋敷で幕領支配をお 重は甲府城、 (一六六一) 閏八月になり綱重・綱吉に各々十万石が加増されて、 家扶養として所領管理は幕府代官に委ねられていた。寛文元年 吉に「厨料」として各々十五万石が宛われた。このうち国中幕領から 慶安四(一六五一)年四月になり三代将軍家光の二男綱重、 笛吹川以東の残余幕領支配をおこなった。これが、 綱吉は上野国館林城に封ぜられることになった。これに 拠点を石和村の旧地頭屋敷へ移しここを陣 、石和陣 三男綱 緇

一方、郡内については国中の大部分は甲府に封ぜられていた中納言

綱豊領であったが、宝永元(一七〇四)年十二月五日五代将軍綱吉の 郷嗣として江戸城西丸入(九日家宣と改名)することにより廃藩とと なった。そこへ綱吉の側用人として権勢を誇り、大老格となっていた にとであったが、柳沢氏もまた武田氏旧臣の系譜を引く。翌年三月に は駿河国分の領地も甲斐に移されることにより国中三郡が一円支配さ は駿河国分の領地も甲斐に移されることにより国中三郡が一円支配さ は駿河国分の領地も甲斐に移されることにより国中三郡が一円支配さ に内高七万七四七七石余であった。つまり実収入は二二万八七六五石 であったのである。

国主大名化が実現することとなったのである。

「国主大名化が実現することとなったのである。

「国主大名化が実現することとなったのである。

「国主大名化が実現することとなったのである。

「国主大名化が実現することとなったのである。

## (二) 一国幕領化

と代った。そして享保九年(一七二四)三月十一日に大和国郡山に入った八代将軍吉宗の治世となり甲斐の領主も柳沢吉保から吉里へ六代将軍家宣・七代将軍家継が短命に終わり、紀州徳川家から宗家

### 第1 耒 田斐国代宁古和宫

		<b>布「衣 中安</b>	:国116又能同		
年/本陣屋	甲府陣屋	上飯田陣屋	石和陣屋	川田陣屋	計
享保17年	奥野忠兵衛俊勝	坂本新左衛門正留	小宮山杢之進昌世		
(1732)	101010石余	90460石余	90850石余		282320石余
宝暦7年	鵜飼左十郎実道	町野惣右衛門寛満	今井平三郎載肥	岩佐郷蔵茂矩	
(1757)	63500石余	53500石余	53900石余	52200石	223100石余
年/本陣屋			石和陣屋	市川陣屋	計
寛政5~6年			川崎平右衛門定安	榊原小兵衛長義	
$(1793 \sim 94)$	74000石余		74000石余	53000石余	
	13000石余(当分預)		4000石余(当分預)	4000石余(当分預)	222000石余
寛政9年	小笠原仁右衛門則普		川崎平右衛門定安	堀谷文右衛門紀雄	
(1797)	98162石余		102591石余	74171石余	274924石余
文化3~5年			蓑笠之助豊昌	中村八大夫知剛	
$(1806\sim08)$	84829石余		64228石余	74876石余	
	13333石余(当分預)		14125石余(当分預)	4822石余(当分預)	274975石余
	18762石余(三卿領				
	上知預)				
天保9年	松坂三郎左衛門則方		篠本彦次郎為直	小林藤之助	l
(1840)	84540石余		57829石余	79682石余	222051石余
天保12年	松坂三郎左衛門則方		篠本彦次郎為直	小林藤之助	
(1843)	84554石余		79110石余	79682石余	243346石余
文久元年	福田所左衛門知		内海多次郎利貞	木村董平定政	
(1861)	74000石余		54000石余	63000石余	۸=۵۵۵۵
	23000石余(当分預)		24000石余(当分預)	13000石余(当分預)	253000石余
- v/ /r-	2000石余(別廉預)				05050077
元治元年			増田安兵衛景瑞	安藤伝蔵	258500石余
(1864)			80100石余	178400石余	
<b>唐</b> 尺 二 左	小田和帝古明古光		<b>増田ウム巻見理</b>	ウボル井	
慶応元年	<b>小田切愛之助直道</b>   100000石余		<b>増田安兵衛景瑞</b> 54000石余	安藤伝蔵	
(1865)	10000011  1000000			63000石余	254400石余
			24000石余(当分預) 400石余(別廉預)	13000石余(当分預)	204400年末
±+ . rh wl .	 の姓枚に上り   支配道	 	400 年末(別歴頃) まのは 木真[[列尼型	   八五古 i	1 D 1.

註: 史料の性格により、支配高しか示されていないものは、本高以外に当分預高も含んでいるものと思われる。 典拠: 文化3~5年は、『甲斐国志』第4巻(雄山閣、1972年)、他は大野瑞男『江戸幕府財政史料集成』上・下巻(吉川弘文館、2008年)より作成。

あった者も多く、 を引く上級旗本、 奉行・勘定奉行や下三奉行と称された作事奉行・普請奉行・小普請奉 配をおこなった。 名・同心五○名が付属した。 行などに準じた位置であった。 行に次いで高く、 高三〇〇〇石・役知一〇〇〇石)が各々置かれ ○○俵)各々二名、 勤番支配の地位は遠国奉行等の地方官の中では 甲府城には城番として郭内追手・山手に役宅を構える勤番支配 従五位下に叙任した。 初期幕領において武田氏旧臣であった代官たちに 勤番士についても徳川忠長や甲府徳川家の旧臣で 勤番士 (含組頭) 勤番支配は甲府城の守衛と甲府町方の支 勤番支配就任者には武田氏家臣の系譜 各々百名と他に各々与力一〇 幕府役職でも三奉行のうち町 配下に組頭 駿府城代、

国は、 された干 あるのは飛驒国と佐渡・隠岐国 を告げて、 八保長安や配下代官の拠点があり、 五万一二〇〇石へ転封の命が下り、 国幕領が成立したのである。 甲州街道や青梅街道 人同心の集住していた八王子と結ばれ、 国中は再び幕領となった。 (甲州裏街道)によって、 一島のみであり、 近世中期以降全国で一 武田氏旧臣の小人衆によって編成 これにより郡内領と合わせて甲 二十年余り続いた藩政は終わり 幕府にとって極めて 関東に隣接した甲斐 かつて代官頭大 国 円幕領

重要な位置を占めていたのである。

在方については、 当初 「三分代官」と称された甲府 上飯 田 · 石和

いえよう。

よって支配されていたように、

武田氏支配の伝統を意識した人事とも

(役料)

役

及び郡内谷村に陣屋を置いた幕府代官により支配された。一時期川田及び郡内谷村に陣屋を置いた幕府代官により支配された。甲府は長禅寺と地続きになっていたところから長禅寺にも置かれた。甲府は長禅寺と地続きになっていたところから長禅寺で、駿府代官支配下に置かれた。これにより島田管下支配高が増加したが廃止されると、甲府・石和に市川を財方の強立した本陣屋として専任の代官が就任することになった。これにより島田管下支配高が増加した分河内領三万石が引かれ、市川は駿府から独立した本陣屋として専た分河内領三万石が引かれ、市川は駿府から独立した本陣屋として専た分河内領三万石が引かれ、市川は駿府から独立した本陣屋として専た分河内領三方石が引かれ、市川は駿府から独立した本陣屋として専た分河内領三方石が引かれ、市川は駿府から独立した本陣屋として専た分河内領三方石が引かれ、市川は駿府から独立した本陣屋として専り、駿府代官が就任することになった。天明七年(一七八九)上飯田陣屋にも置かれていたところから長禅寺にも関かれ、市川は駿府から独立した本陣屋として専り、駿府代官が就任することになった。

最高を示している。

「第1表は、一国幕領化以降各代官の支配高をまとめたものである。第1表は、一国幕領化以降各代官の支配高をまとめたものである。個々の支配高は代官の格によりまちまちであるが、原則として本高では各時代ともは代官の格によりまちまちであるが、原則として本高では各時代ともは代官の格によりまちまちであるが、原則として本高では各時代ともは代官の格によりまちまちであるが、原則として本高では各時代とも高を示している。

## 二、甲府陣屋の成立と組織

## (一) 甲府陣屋の成立

屋 称されたのである。(以下便宜上甲府陣屋とする)陣屋の概要は、 屋・長屋とも引き渡され、翌春の代官引越までに陣屋を整えることと 当たり金三分で百四十二両が拝借できるとの規定が定められるが、 所、下水五十間である。基本的には、 屋が七棟三六五坪余、腰掛一ケ所十二坪余、長屋七十九坪、井戸七ケ なった。ここが長禅寺と地続きとなっているところから長禅前陣屋と 内三千坪余の場所で陣屋建設の申請を出した。十二月、残っていた建 なく、「在番之面々御切米・御扶持方御用」もあるので郭外町裏屋敷 請をしているが、畳だけで上中下で七七○畳、人足のベ三三○○人を て業務が開始されることになったのである。しかし、正式な陣屋では る奥野俊勝手代へ引き渡しがおこなわれ、当面は帰命院を仮役所とし の引取代官河原正真(伊豆国三島・谷村支配)より初代甲府代官とな に決まった陣屋の形態はなかったようである 十万石支配の代官の場合、御用場や下僚の官舎等で坪数百九十坪、 あるため規模は大きかった。陣屋については、享保十年に陣屋持ちの 甲州の代官陣屋は、出張であった谷村を除き代官が在陣する陣屋で 甲府代官の場合、六月十九日、瑞泉寺に入っていた柳沢家中から (本陣)が一八〇坪、土蔵一ケ所十二坪半、手代・下役・裏門番小 すでにあった古屋を利用して普 役 坪

## 十万石高諸入用

ינא		/36(元又 1 30両5人扶持	
	元締手代		
人	並手代	20両5人扶持	
	書役	5両1人扶持	
/el-	侍四十十二	3両2分1人技	
件	勝手賄人	5両1人扶持	
-14-	足軽	3両1人扶持	
費	中間	2両1人扶持	
	小計	474両2分120	扶持(40人)
役		へ遣候入用	20両
	米拵廻米:	津出に付改手	15両
所	代入用		
	検見に付き	道中並在方逗	55両
諸	留入用		
	飛脚入用		20両2分
入	筆墨紙蝋	蜀等入用	35両
	江戸・陣	屋油薪炭入用	40両
用	御役勤に何	付諸入用	140両
	小計		325両2分
計	金800両	米120人扶持	

典拠:『日本財政経済史料』1巻、912頁(芸林社)より作成

第3表			E	甲府代官下僚職務分掌(発足時)				
		職階	数	役 割	給 金			
	江	手代	2	勘定所所々、金納請取方				
下			1	浅草御蔵出役				
			1	役所詰番				
	戸	書役	1	役所御用書物詰番	\			
		手代	1	陣屋詰番				
	甲		1	検見之節代官供				
			6	甲州検見廻り				
僚	府	書役	1	陣屋詰番	\			
			1	検見之節代官供	\			
	町	手代	2	甲府町方御用向、火の用心廻	40俵			
雇	方	足軽	5	Ŋ	3両2人扶持			
	川	手代	2	川除方・所々堰場御用	40俵			
	除	下役	4		6両2人扶持			

|除|下役|4| 典拠:註8『山梨県史』史料704より作成。

準とされているが、一人前十八坪と広すぎるため減坪を命じられてい 取り立てた。なお申請の際、 村々の高掛として支配所村々へ割り当てられ、 要している。普請各所毎に坪単価で入札をして、総額四六〇両余であっ 本陣の入用一九九両余は公費として、残り二六一両余は支配所 先の拝借規定で所帯持ち一人前十坪が標 本年と翌年の二カ年で

カ年賦で返済した。 甲州の場合、 なっていた。享保十年以降は、 われていたが、 在方陣屋の普請・修復費用は、 高に関わらず一〇〇両を拝借し二年賦で返済することに 江戸の代官私邸内に置かれた役所等を家作するため 十万石高の場合、七〇両を拝借し、 後年は基本的には郡中割によって賄 Б.

陣屋には陣屋付の道具類があり、 これは郡中賄いであった。 市川陣

書物箪笥、

葛籠、

金箱、

火鉢、

煙草盆、

行灯、

各種枡等々があった。

十八人前をはじめとする椀類・杓子、代官用であろうか弁当提

陣屋稲荷の祭礼道具である幟竿・幟・太鼓等も含まれていた。

屋付の明細が残されているが、

主な物を示せば、

黒塗本膳・二ノ膳

分する方法に改めた を増やすか、役料を支給するようにすべきであるとある。 畿内とは異なり関東筋の代官は、 度上の不備も認めた上で、石和代官となる小宮山昌世へ下問した。 代官が改易や死罪・遠島となり処分された。八代将軍吉宗は、 た。この負金等によって五代将軍綱吉からこの享保年間までに大量の となり、いきおい不足分が本年貢から流用されたり、代官の負金とな 口米、 て幕府は享保十年十月、すべての口米・口永は幕府にそのまま納入さ 金が生じる仕組みになっており、 の返答書である『地方問答書』には、 運用されていた。しかし、この支給方法では地域や作況によっても区々 陣屋経営に関する経費は、 改めて各代官の赴任地域や支配高に応じて必要経費を予算化し配 本永一貫文に三〇文の口永という付加税として徴収したもので 幕初より各代官が本年貢一石に付三升の 解決策として、代官一人宛の支配地 一切不正をしなくとも初年度から負 同じ支配高で試算をすると、 これをうけ この制 そ

(一七三六)の改正によって五○両減額)である。 甲斐国五万石高支配代官の場合、 六〇〇両七十 これは一万石支配 人扶持 (元文元年

が、寛政期(一七八九~一八〇一)初年頃から手付という下僚が新た の改正による予算は幕末まで変更がなかったために示されてはいない されていた。雇手代の給金については四○俵と示されている。改正前 にみられるようになる。別稿で明らかにしたが、これは、幕臣でもな のかも含め、俸給を考える目安とすることができる。また、元文元年 の手代給については不明な点も多く、蔵米であったのか給金であった の町方支配が確立する前のため、町方担当が置かれ、火の用心が厳命 のための検見に関わる人数が多いことがわかる。また、甲府勤番支配 る。職掌を見ると、代官の仕事が徴税を主務としているように、 含めると標準に近く、まったく根拠のない改正ではなかったようであ 織をみると、江戸詰五名、甲府詰一○名で、雇いという臨時採用分を 支給方法大改正直前のものであるが、第3表に示した甲府代官下僚組 と比べいかに幕領陣屋機構が脆弱であるかがわかる。享保十年の経費 名を含め総勢四○名である。例えば、忍藩十万石阿部正喬の享保八年 これは元文元年改正後のもので、陣容は役人の中心となる手代二〇 「軍役之定」によれば、総人数雑兵共四○七三人とあり、大名機構 課税

三分、手許賄入用という代官生活費が百二十両が主な支出で、 斐国陣屋関係分は数点残されているが、天保十四(一八四三)年代官 等々の雑費として示されている。 二十五両は御用で詰めていた際の飯料、 代は廃止されず、各代官宛数名の手付が併存していくにすぎなかった。 役所や出張である谷村陣屋分(凡そ百両)が加わる。佐々木は五万石 四百八十五両余が決算されている。この他に、代官私邸内にある江戸 六両一分、役所一統歳暮四両三分、役所一統手当・筆墨代等九十六両 種出張経費が七十五両二分余、紙代八両三分、蝋燭代一両三分、炭代 佐々木高陳石和役所分の「勘定目録」をみてみると、諸出役という各 体的な収支は「勘定目録」をみることによって知ることが出来る。 である。「御役動に付諸入用」は、二十五両は家来二十人の塩・味噌代 で等の費用である。「飛脚入用」は、江戸役所から陣屋への連絡費用 年貢金取り立てなどの御用のための道中往来駄賃や旅籠代、逗留代と 廃するという組織改革をおこなったためである。しかし、幕末まで手 法行為(次章で詳述)が目立ってきたため、替わって幕臣御家人の中 く農民・町人からでも代官が勘定所へ申請すれば採用される手代の不 査定のための道中往来費の他、支配所に五十日逗留している間の飯代 てに関わる出張費である。「検見に付道中並在方逗留入用」は、 いった出張費である。「米拵廻米津出に付改入用」は、年貢米取り立 から選抜して手付という代官下僚を新たに設け、最終的には手代を全 一方役所入用についてみてみる。「在方へ遣候入用」とは、手代が 実際の運用は各代官区々であり、 四十両は諸道具や総修復料 甲 旦

でもみられるのである。 高支配なので、五五〇両七十人扶持では到底まかなえない。しかも、高支配なのである。この点は、佐々木個人の特異なことではなく、他の代官支出の標準項目にない代官の私的入用費や歳暮費用まで計上されてい

## ニ、谷村陣屋と仕法替

## 一)谷村陣屋の成立

が封ぜられることとなった。
吉の側用人として権勢を誇り、大老格となっていた川越城主柳沢吉保の継嗣として江戸城西丸入することにより廃藩ととなった。そこへ綱の継嗣として江戸城西丸入することにより廃藩ととなった。そこへ綱前にみたように宝永元年(一七○四)十二月五日、甲斐国国中の大前にみたように宝永元年(一七○四)十二月五日、甲斐国国中の大

城下の秋元氏家老高山甚五兵衛旧宅が充てられた。内支配の拠点として引き続き谷村には陣屋が設けられることとなり、との武蔵国川越城へ転封となり、郡内領二万六○○石余は幕領になった。翌年二月には転封も完了し、谷村城は廃城破却となった。都留郡た。翌年二月には転封となり、郡内領二万六○○石余は幕領になっまた、これと平行して、十二月二五日谷村城主秋元喬朝が吉保のあまた、これと平行して、十二月二五日谷村城主秋元喬朝が吉保のあまた、これと平行して、十二月二五日谷村城主秋元喬朝が吉保のあまた。

相守事」と積極的な施策を打ち出すまでに至らず、結局郡内は代官直る。両人は専任の代官ではないため、「先城主被申付置候諸法度堅可取代官として郡内入りし、三月十七ケ条からなる法度を発布してい政代底を封後、関東代官町野惣右衛門と清野与右衛門貞平が郷村受

大配をみないまま、宝永三年(一七○六)七月四日郡内領二万六○○大配をみないまま、宝永三年(一七○六)七月四日郡内領は大名でのである。谷村陣屋の場合、年貢収納米蔵は若干離れた場所に置かれのである。谷村陣屋の場合、年貢収納米蔵は若干離れた場所に置かれるで七三)幕府代官支配に移管されるまで年貢徴収等の事務は柳沢氏のである。谷村陣屋の場合、年貢収納米蔵は若干離れた場所に置かれて、一七○六)七月四日郡内領二万六○○大配をみないまま、宝永三年(一七○六)七月四日郡内領二万六○○大配をみないまま、宝永三年(一七○六)七月四日郡内領二万六○○大配をみないまま、宝永三年(一七○六)七月四日郡内領二万六○○

前章でみたように甲府・石和・市川陣屋は代官が在陣するため、属僚とその家族が生活する長屋の数も多く、規模が大きい。石和の陣屋敷地は七反八畝九歩余であるが、谷村の陣屋敷地は出張であるために三反壱畝二十二歩余と本陣屋と比べると小規模であった。陣屋内は、本陣壱軒、属僚の長屋が四軒であり、陣屋外に囲籾蔵四戸と同所番所本陣壱軒、属僚の長屋が四軒であり、陣屋外に囲籾蔵四戸と同所番所本陣壱軒、属僚の長屋が四軒であり、陣屋外に囲籾蔵四戸と同所番所

## (二) 陣屋仕法替

付」られた。この突然の仕法替は「公事出入・吟味物多」も有之、其神屋は前節でみたように国中では甲府・市川・石和の三陣屋が代官を開露は前節でみたように国中では甲府・市川・石和の三陣屋が代官を開露は前節でみたように国中では甲府・市川・石和の三陣屋が代官を開露は前節でみたように国中では甲府・市川・石和の三陣屋が代官を開屋は前節でみたように国中では甲府・市川・石和の三陣屋が代官を開展は前節でみたように国中では甲府・市川・石和の三陣屋が代官を開展は前節でみたように国中では甲府・市川・石和の三陣屋が代官を開展は前節でみたように国中では甲府・市川・石和の三陣屋が代官を開展は前節でみたように国中では甲府・市川・石和の三陣屋が代官を開展している。

点の「御趣意」について考えてみたい。いるが、それはなにも郡内領に限った問題ではない。そこで、もう一いるが、それはなにも郡内領に限った問題ではない。そこで、もう一外御趣意」があるからとする。確かに甲斐国は公事国として知られて

幕府は財政再建策のなかで、全国の陣屋の統廃合を進めてきた。一時減少していた陣屋が、文化初年に近世中後期では最高水準までに増加した。一方で幕府の支出決算は赤字に転落し財政的危機を迎え、文化が企図された。これ以降、本陣屋は文化末年まで下降線をたどったのである。

こうした統廃合の過程では少なからず反対運動はおこる。筆者は別にと戦術転換すること明らかにした。 なり要因」「由緒」、さらに「経済的要因」が加わり、最終的には治安理的要因」「由緒」、さらに「経済的要因」が加わり、最終的には治安理的要因」が加わり、最終的には治安理が要因」が加わり、最終的に「地にと学習すると、諸入用減を論拠に、より至便な陣屋への「付け替え」

谷村の場合も新規仕法反対の願書よりみてみると、「御用飛脚稼或谷村の場合も新規仕法反対の願書よりみてみると、「御用飛脚稼或な村の場合も新規仕法反対の願書よりみてみると、「御用飛脚稼或が申し立てられている。

では、こうした反対運動が予想される中でなぜ代官蓑豊昌は強行し

たのだろうか。谷村において年貢・囲蔵以外の御用を取り扱わないということは、谷村出張陣屋を御用場へ格下げするということである。本来御用場は、陣屋本陣内の役所(御用達場=御用場)を指す言葉で、一人ないし数人が詰める役所のみの臨時的な施設で、短期間で廃止されることが多かった。即ち、格下げによる人員及び経費削減を目論んだのではなかろうか。蓑豊昌の前任地は信濃国中之条陣屋で、在任中佐久郡旧長尾金山の開発を申請して許可されており、石和へ転任後も鉱山を含む一八ケ村二八五三石が引き続き支配所に組み入れられ、文化五年在任中死去するまで居倉村に御用場が置かれ、手代二名が常駐していた。原則として陣屋における行政執行費は郡中入用で賄われるが、本陣屋以外の役所を多く抱えればその分の庁費は増大し陣屋経営を圧迫することとなる。つまり、訴訟の多さは一つの口実であり、「御趣意」とは幕府の支出抑制のための陣屋統廃合が推進される中で、経費節減のための陣屋廃止に向けた布石であったとみることができるのである。

## (三) 谷村陣屋の組織と下僚

四軒であるところから標準は四名であったと思われる。手付・手代以付・手代の数は時代により異なるが、前述のように陣屋内の長屋数が計りかなくとも文政期(一八一八~二九)よりみられる。陣屋詰の手詰、出張陣屋詰、江戸役所詰等に分かれていた。谷村陣屋において手詰、出張陣屋詰、江戸役所詰等に分かれていた。谷村陣屋において手

不明であるが苗字を持つ時之鐘守もいたようである。 「一七一一」年幕領柳沢氏預地時代に採用されている。また、詳細は 番として苗字を持たない者一名がいた。この内一名は、正徳元 番として苗字を持たない者一名がいた。この内一名は、正徳元 であるが苗字を持ついて区々であるが、嘉永元(一八四八)年次に 下の下僚は、陣屋によって区々であるが、嘉永元(一八四八)年次に

なかったことは結局また腐敗を生んだ。その一例をみてみたい。うに、御家人手付導入直後は一定の成果はあったが、手代が廃止されために下僚によっては、恣意的に非法行為に走る者もいた。前述のよる村は、三分代官役所と異なり代官の在陣しない出張陣屋であった

天保七(一八三六)年の甲州天保騒動がおこり、天保九年責任を問た。各代官支配地は前年市川の代官となっていた小林藤之助と伊豆国は手代清水三郎助に命じ、管内の内偵を命じて、『内糺御用留』を出は手代清水三郎助に命じ、管内の内偵を命じて、『内糺御用留』を出させた。。これによれば、前任石和代官西村時憲の都留郡谷村詰下僚のさせた。これによれば、前任石和代官西村時憲の都留郡谷村詰下僚のさせた。。

一躰、山下左内と申人は石和詰「候へ共、去八月入替り」相成、少々来申候、此賄賂」『『余程金子出来申候、郡内」『『凡金二千両余」相成、昨年御救拝借相願候「付、 元〆』『壱両賄賂致し候へは金五両も出昨年御救拝借相願候」

構'」候得共、難渋致し候者沢山'」困り候と申聞候不首尾之様'(候〝共、当時弐千両も貯有之候由'」候へは、当人は

多分之御荷物出出来候由申聞候を分之御荷物出出来候由申聞候とも当初『御越被成候御手代衆は金持』成て御帰り被成候、御引とも当初『御越被成候御手代衆は金持』成て御帰り被成候、御引とも当初『御越被成候御手代衆は金持』が、日今にり被成候と申由『御座候、そのかわり大金持』御成被成、日今

致居候、毎日金三両宛相掛候と申聞候元〆役所当出候跡にでも打寄楽しみ居、夜に入迄不引取、日々酒盛元〆役所当出候跡にでも打寄楽しみ居、夜に入迄不引取、日々酒盛元〆山下左内は金四千両も貯有之候趣、当時暮方夫婦並子供三元〆山下左内は金四千両も貯有之候趣、当時暮方夫婦並子供三

方
の
御役所
注差出し出席之者一同
正日々振舞申候由申聞候一日々昼八ツ時頃
「成候へは酒肴並にぎりめし」「菜の物を添、元〆

元〆衆茂当所五参り候節は荷物本馬八駄と長持壱竿程「候処、今度間候 間候 書役衆なと夜は遊に出金子沢山「候間、手あらく遣ひ捨申候と申書役衆なと夜は遊に出金子沢山」「候間、手あらく遣ひ捨申候と申

であるかどうかわからないが、よほどの腐敗ぶりがあったことは確か人『承之とれば、清水の風聞聞き取りであるから、誇張もありすべてが事実とれば、清水の風聞聞き取りであるから、誇張もありすべてが事実にあるかどうかわからないが、よほどの腐敗ぶりがあったことは確かであるかどうかわからないが、よほどの腐敗ぶりがあったことは確かであるかどうかわからないが、よほどの腐敗ぶりがあったことは確かであるかどうかわからないが、よほどの腐敗ぶりがあったことは確かであるかどうかわからないが、よほどの腐敗ぶりがあったことは確か

であろう。少なくとも、元締山下左内が代官の在陣する石和勤務の時

る必用がある。 る必用がある。 また、今後天保騒動前後の状況にも関わらず多額の賄賂となる元締は、箍が外れその裁量によって非法も可能であったことをには大きな蓄財はなさそうであるので、代官不在で実質役所のトップ

## 四、谷村代官就任者の傾向

屋の代官であったということができる。 屋の代官であったということができる。 屋の代官であったということができる。 屋の代官であったということができる。

徳三年に始まるといえるであろう。

徳三年に始まるといえるであろう。

徳三年に始まるといえるであろう。

徳三年に始まるといえるであろう。

徳三年に始まるといえるであろう。

分けて関東・伊豆・甲斐国内の代官によるものであった。長谷川六兵谷村は出張陣屋であるために何れかの代官の兼務となるが、大きく

四年の両度にわたり各々十ケ所・十六ケ所の幕領へ勘定二名の立会も 代官ではなく勘定所の勘定であった。享保改革のなかで、 当該代官はおらず、馬場源兵衛の誤りであると思われる。馬場は間も 時に中継ぎをしたものである。通常は一年未満の短期である場合が多 代官支配の間に関東代官野田次郎右衛門恒利と会田伊右衛門資刑が立 ている所を中心に実施された。支配所を「検見所」と称し、「作毛を 免され遠島・改易等の処分を受けており、その欠員箇所と立会預され のように享保三~四年で七名もの代官が負金・年貢滞納等の理由で罷 (一七一八) 九月定免法施行準備が諸国代官へ触れられた。 同年と翌 右衛門とあるが、会田伊右衛門資刑の誤りであると思われる。これに も追放となったためである。また、会田についても諸記録には会田仁 職を辞したために、馬場・朝倉の両名が預かり支配をした。馬場につ 月五日に急遽、職を辞したために、後任の代官が決まるまでの間、 衛安定・堀内六兵衛安之は関東に主な支配所を持つ代官であった。 しくは勘定と支配勘定の立会で送り込まれた。これは前の馬場源兵衛 続き原新六郎政久と馬場源五右衛門良峯が立会で入った。この両名は なく会田と入れ替わるが、これは六月十四日に負贓によって改易、 いては、在方の諸記録(二次史料)には馬場源之助と記されているが に近隣の代官に預ける処置がとられた。堀内安之も三月十三日急遽 交代によらない死亡・病気・罷免等々で代官が欠けた場合、このよう く、年貢割付状にも名を残さないことも多い。定期の人事異動による 会で支配に入っているが、これは当分預、すなわち長谷川安定が閏 同三年 臨 両

### 甲斐国幕領の成立と陣屋の形成

### 第4表 谷村陣屋支配代官経歴表

代	代 官 名 	本 陣 屋	家禄	代 官 経 歴
1	<u>谷村在任期間</u> <b>町野惣右衛門</b> 宝永 2 ~宝永 3	関東(江戸)	150俵	勘定→元禄16<関東>→正徳3<五畿内>→正徳4死去
	清 <b>野与右衛門貞平</b> 宝永 2 ~宝永 3	関東(江戸)	120石80 俵	書替奉行→元禄15< <b>関東</b> >→正徳3<但馬生野>→享保3勇退
2	長谷川六兵衛安定 正徳3~享保元	関東(江戸)	100俵10 人扶持	支配>→正徳3< <b>関東</b> >→享保1勇退
3	野田次郎右衛門恒利 享保元~享保元 - 字保元	,	240俵	勘定奉行支配→宝永3<関東カ>→享保3死去
1	会田伊右衛門資刑 享保元~享保元 - 集中元	関東(江戸)	500石	大番→正徳 5 < <b>関東</b> > →享保 6 < 大和奈良・今井> →享保12 < 較 7 > →享保14 < 陸奥岡・塙 > →享保17 勇退
	堀内六兵衛安之 享保元~享保4 馬場源之助(源兵衛)	関東(江戸)	100俵	桜田館代官→宝永1<美作木知ケ原>→宝永4<美作大戸>→   正徳4<伊勢四日市>→享保1< <b>関東</b> >→享保4勇退   不明→元禄10<越前石田・信濃長沼・野沢>→正徳3 <b>&lt;関東</b> >
	享保4~享保4 朝倉半九郎	関東(江戸)	150俵	一 享保 4 罷免・改易 川舟奉行→正徳 3 <b>  関東</b> > →享保 5 罷免・改易
6	享保4~享保4 会田伊右衛門資刑	関東(江戸)	500石	大番→正徳 5 <b>〈関東</b> 〉→享保 6 <大和奈良・今井>→享保12<
	享保 4 ~享保 4 朝 <b>倉半九郎</b> 享保 4 ~享保 4	関東(江戸)	150俵	駿府>→享保14<陸奥岡・塙>→享保17勇退 川舟奉行→正徳3< <b>関東</b> >→享保5罷免・改易
7	<u>字保4~字保4</u> <b>原新六郎政久</b> 享保4~享保5		200俵10 人扶持	勘定→享保8勘定組頭→享保14<大和奈良>→享保17<関東>→寛保3勇退
	馬場源五右衛門良峯 享保4~享保5		150俵	勘定→享保13死去
8	江川太郎左衛門英勝 享保5~享保6		150俵	見習→宝永1<伊豆韮山>→享保8罷免
	河原清兵衛正真 享保 5 ~享保 6	伊豆三島	150俵	川舟奉行→元禄16 <関東>→宝永6<越後黒川> →正徳2< 越後楯>→正徳4< <b>伊豆三島・関東</b> >→享保11死去
	河原清兵衛正真 享保 6 ~享保11 小宮山杢之進昌世	同上 甲斐石和	同上 400俵	同上 小普請→享保 6 < 関東 (下総金ケ作) >→享保 9 < <b>甲斐石和 (関</b>
	享保11~享保11 山田治右衛門邦政	伊豆三島	150俵	東) → 享保19罷免 金奉行→享保11< <b>伊豆三島</b> >→享保14<駿府>→享保19<甲府
	享保11~享保14 斉藤喜六郎直房	伊豆三島	150俵	<b> </b>
	享保14~寛延1 小川新右衛門盈長	甲斐上飯田	500石	   甲府勤番→元文4 <b>年斐上飯田&gt;→</b> 寛延2<大坂>→宝暦6<
14	<u>寛延1~寛延2</u> 山本平八郎親行 寛延2~宝暦8	伊豆三島	330俵	敷府>→宝暦7罷免  大番→元文5<信濃塩尻>→寛保2<関東>→延享1<出羽寒  河江>→寛延2< <b>伊豆三島</b> >→宝暦8<陸奥田島>→宝暦13<
15	伊奈半左衛門忠宥	関東(江戸	3960石	陸奥川俣>→明和 4 老免 見習→宝暦 4 <b>&lt;関東</b> >→明和 6 勇退
16	<u>宝暦 8 ~宝暦 9</u> 江川太郎左衛門英征 宝暦 9 ~宝暦13	馬喰町) 伊豆韮山	150俵	見習→宝暦 8 <b>&lt;伊豆韮山・三島&gt;</b> →寛政 4 死去
17)		駿府紺屋町	500石	大番→寛延 2 < 信濃中野 > →宝暦 4 < 関東 > →宝暦 $10 < \mathbf{駿 / p} >$ →明和 $1 <$ 出羽柴橋・大山 > →明和 $1 <$ 公司見大森・備後上下 > →安永 $1 <$ 5 死去
18	藤本甚助久英 明和1~明和1	甲府長禅寺前	70俵3人 扶持	勘定→寛延2 < 関東>→宝暦3 < 美作倉敷>→宝暦6 < 美作久世>→宝暦11<越前本保>→宝暦13< <b>甲府</b> >→明和4 < 陸奥川保・大森、出羽長瀞>→安永6 死去
19	明和1~明和4	甲斐石和	70俵5人 扶持	勘定→明和1 < <b>甲斐石和</b> >→明和4 < 関東>→明和5 死去
	岩松直右衛門純睦 明和4~明和7	甲斐石和	70俵 5 人 扶持	<b>甲斐石和</b> >→明和7<駿河島田、三河赤坂・二川>→天明2勇 退
21	<b>真野惣十郎勝照</b> 明和7~安永3	甲斐石和	現米50石 3人扶持	金奉行→宝暦5<越後石瀬>→明和1<三河赤坂、駿河島田> →明和7< <b>甲斐石和</b> >→安永3<甲府>→安永6<丹後久美浜 >→天明1病免
22	<b>久保平三郎勝峯</b> 安永 3 ~天明 3	甲斐石和	300石	西丸小十人→宝暦 $6 < $ 越後川浦 $>$ →宝暦 $11 < $ 関東 $>$ →明和 $1 < $ 越前本保 $>$ →明和 $3 <$ 甲斐上飯田 $>$ →安永 $3 <$ <b>甲斐石和</b> $>$ →天明 $4 < $ 信濃中野 $>$ →天明 $8$ 死去

23	<b>中井清大夫九敬</b> 天明 3 ~天明 7	甲府長禅寺 前	不明	勘定→安永3<甲斐上飯田>→安永6< <b>甲府</b> >→天明7<陸奥  小名浜>→天明8<関東>→寛政3罷免
24	平岡彦兵衛良寛	甲府長禅寺	200俵	見習→元文1<美作久世・鹿田>→延享1<石見大森・備後上
	天明7~天明8	前		下>→延享3<出羽漆山・東根>→宝暦10<関東>→宝暦11<  美作倉敷>→明和1<但馬生野>→安永7<信濃中之条・飯島
				実に
25	守屋弥惣右衛門原福	甲府長禅寺	50俵3人	評定所留役→安永 7 <備中倉敷>→天明 4 <美作久世>→天明
	天明8~寛政2	前	扶持	7<信濃中之条>→天明8 <b>&lt;甲府&gt;</b> →寛政4<関東>→寛政5   西丸切手門番頭
26	寛政2~寛政4	伊豆韮山	150俵	前掲(16代)
27	小笠原仁右衛門則普	駿府紺屋町	70俵5人	勘定→天明7<陸奥塙>→天明8<出羽寒河江>→寛政1<駿
	寛政4~寛政4   <b>野田文蔵元清</b>	関東(江戸	扶持 70俵5人	<b>府・甲斐市川&gt;→</b> 寛政 5 <甲府>→文化 1 勇退  勘定組頭→寛政 1 < <b>関東(江戸廻代官</b> )>→享和 1 死去
28	寛政4~寛政4 江川太郎左衛門英毅	廻代官) 伊豆韮山	<u>扶持</u> 150俵	  小十人→寛政 4 < <b>伊豆菲山・三島</b> >→天保 6 死去
1	寛政4~寛政5			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
29	川崎平右衛門定安 寛政 5 ~文化 1	甲斐石和	150俵	見習→安永7<関東>→安永9<石見大森・備後上下>→天明  7<関東>→寛政4<越後水原>→寛政5< <b>甲斐石和</b> >→文化
	見以りで入れり			7 < 関東
20	<b>本放力</b> 中 申 日	田非一五	150/#	化10死去
30	<b>蓑笠之助豊昌</b> 文化 1 ~ 文化 6	甲斐石和	150俵	勘定→天明4<関東>→天明7<石見大森・備後上下>→寛政  2<関東>→寛政6<信濃飯島>→寛政7<信濃中之条>→
0.1	97 m to - 67 Th B	田春日料土	50/th 5 1	文化1<甲斐石和·信濃居倉>→文化5死去
31	<b>野田松三郎政晟</b> 文化 6 ~文化 6	甲府長禅寺 前	70俵 5 人 扶持	勘定→安永9<出羽柴橋>→天明8<駿河島田>→寛政5<駿  府・駿河島田、信濃飯島>→文化1< <b>甲府</b> >→文政2死去
32	矢橋松次郎	甲斐石和	100俵3	評定所留役→文化5 <b>&lt;甲斐石和</b> >→文化14死去?
33	文化 6 ~文化14 鈴木伝一郎正恒	甲斐市川	人扶持 100俵	  小姓組番→文化7<関東>→文化11< <b>甲斐市川</b> >→文政4<下
	文化14~文政1			野藤岡・東郷>→文政4勘定吟味役
34	<b>山本大膳雅直</b> 文政 1 ~ 文政 6	甲斐石和	603石 9 斗	西丸小姓組番→文化10<陸奥川俣>→文政1< <b>甲斐石和</b> >→文  政6<上野岩鼻(江戸廻代官)、信濃御影>→天保13二丸留守居
35	吉川永左衛門貞幹	甲斐石和	20俵 2 人 扶持	一
36		甲斐石和	100俵	見習→文政6<越後水原>→文政11<甲斐石和>→天保2<出
37	<u>文政11~天保 2</u>   <b>柴田善之丞政方</b>	甲斐石和	50俵 5 人	羽尾花沢・東根・大山・柴橋・寒河江>→弘化1死去   勘定組頭→文政10<陸奥塙・小名浜>→天保2< <b>甲斐石和</b> >→
	天保2~天保6		扶持	天保6<甲府>→天保7<美濃笠松>→嘉永4二丸留守居
38	<b>井上十左衛門頼紀</b> 天保 6 ~天保 7	甲斐石和	200俵	小十人→文政10<信濃中之条・御影>→文政12<信濃中野>→  天保6 <b>&lt;甲斐石和</b> >→天保7<甲府>→天保9罷免
39	西村貞太郎時憲	甲斐石和	15俵1人	勘定→天保3<但馬生野>→天保6<越後水原>→天保7< <b>甲</b>
40	天保 7 ~天保 9   <b>江川太郎左衛門英龍</b>	伊豆韮山	<u>扶持</u> 150俵	<u> <b>斐石和</b>&gt;→天保9罷免</u>  見習→天保6< <b>伊豆韮山・駿河松岡</b> >→安政2死去
	天保9~天保9	— # <del>+ </del> III		
	<b>小林藤之助</b>  天保 9 ~天保 9	甲斐市川	不明 (100俵)	勘定吟味方改役→天保 7 <信濃中野>→天保 8 < <b>甲斐市川</b> >→  天保13<甲府>→嘉永 2 <関東>→安政 1 <関東(江戸廻代官)
				>→安政4<関東(馬喰町御用屋敷詰代官)>→文久2老免
$ ^{41}$	<b>江川太郎左衛門英龍</b> 天保 9 ~天保11	同上	同上	同上
42	篠本彦次郎為直	甲斐石和	228俵 2	勘定→天保9<甲斐石和>→天保13<越後出雲崎・脇野町>→
43	天保11~天保13   <b>佐々木道太郎高陳</b>	甲斐石和	<u>斗</u> 200俵	安政 2 < 関東 > → 文久 3 罷免   納戸→天保13 < <b>甲斐石和</b> > → 嘉永 4 < 関東 > → 文久 3 罷免
	天保13~嘉永 4			
44	嘉永4~安政2	甲斐石和	30俵 3 人  扶持	小普請方→嘉永 4 <出羽柴橋・寒河江>→嘉永 4 < <b>甲斐石和</b> >   →安政 2 <甲斐市川>→安政 4 <大坂>→安政 5 勘定組頭
45	<b>清水孫次郎</b> 安政 2 ~文久 1	甲斐石和	50俵 5 人 扶持	
46	内海多次郎利貞	甲斐石和	80俵 5 人	評定所留役→安政6<陸奥塙・浅川>→文久1<甲斐石和>→
47	文久 1 ~ 文久 3   <b>増田安兵衛景</b> 瑞	甲斐石和	扶持 20俵2人	<u> 文久 3 &lt;大坂&gt;→明治新政</u>  林奉行→文久 2 <信濃中野>→文久 3 <b>&lt;甲斐石和</b> >→慶応 3 <
10	文久3~慶応3 柴田桂次郎	甲斐石和	扶持 不明	甲斐市川>→明治新政 
48	栗田柱火郎  慶応3~明治元	中受口州	(T M)	評定所留役→慶応3< <b>甲斐石和</b> >→明治新政 
91	1. 代の丸囲い数字(	1 半分類力	配件庁 た-	

ま1. 代の丸囲い数字は、当分預支配代官を示す。 典拠:西沢淳男『幕領陣屋と代官支配』付録「幕領代官・陣屋データベース」(岩田書院、2002年)。

官へと転出している。 官へと転出している。 官へと転出している。 定発法 場所によっては大名預地化する意図があったものと思われる。 定免法 場所によっては大名預地化する意図があったものと思われる。 定免法 場所によっては大名預地化する意図があったものと思われる。 定免法 場所によっては大名預地化する意図があったものと思われる。 定免法

理由として代官職を解かれた。 代官として復職し、 例に漏れず、先祖からの負米による代官所経営の破綻や手代の不正を 地土豪であり、主家北条氏滅亡後徳川氏の代官として伊豆国幕領の形 当甲斐・伊豆」としたものも多く、幕府は室町時代に置かれた鎌倉府 成に大きな役割を果たすが、享保八年江川英勝の代に初期代官たちの 江川氏は、代々太郎左衛門と称し、元々伊豆の酒造業を基盤とする在 山屋敷へ復帰し、三島は出張陣屋とされた。郡内領支配に深く関わる の支配地域を意識して、一体にとらえていたと考えられる 的位置関係ばかりでなく幕府から出される法令には対象地域を「関東 と同様他国の代官支配に置かれることは一見不合理に思えるが、 豆国三島代官の支配に置かれ、ようやく安定した。 宝暦八年(一七五八)三島代官山本平八郎親行が陸奥国田島へ転出 享保五年(一七二〇)以降宝暦八年(一七五八)迄は、主として伊 代わって伊豆国には田島より江川太郎左衛門英彰が旧領である菲 田島を経てようやく韮山へ戻ったのである。 寛延三年(一七五〇)子の英彰が関東 前の関東代官支配 地理 しか

英征が韮山代官として郡内支配するに至ったのである。

置かれることとなった。和代官大岡重三郎支配となり、これ以降は主として石和代官の管轄に移動配置替えが実施され、甲府代官藤本勘助久英の預かりを経て、石室暦十三年(一七六三)~明和元年(一七六四)に全国的な代官の

配の下で民衆支配が行われたのである。
生なく郡内領支配の拠点として前半は伊豆国代官、後半は石和代官支専任代官が置かれることはなかった。しかし、幕末まで廃止されるこのように多種多様な代官が支配にあたるが、結局、谷村陣屋には

## おわりに

り、国中は基本的に徳川親藩領・御三卿領といった準幕領ともいうべ甲斐国の特徴は、当初国中と郡内ではまったく違った形成過程を辿と谷村陣屋の仕法替や就任代官の特質についてみてきた。以上、甲斐国幕領の成立及び中後期の一国幕領化、甲府陣屋の設置

で引く奉行等によって武田支配の伝統を意識した支配がされてきたとき領地が中核として武田蔵前衆等甲州系の代官や武田氏旧臣の系譜久保長安以降主として武田蔵前衆等甲州系の代官や武田氏旧臣の系譜を引く奉行等によって武田蔵前衆等甲州系の代官や武田氏旧臣の系譜を引く奉行等によって武田蔵前衆等甲州系の代官や武田氏旧臣の系譜を引く奉行等によって武田蔵前衆等甲州系の代官や武田氏旧臣の系譜を辿り、国中は基本的に徳川親藩領・御三卿領といった予成過程を辿り、国中は基本的に徳川親藩領・御三卿領といった当成過程を辿り、国中は基本的に、当初国中と郡内ではまったく違った形成過程を辿り、国中は関係は、当初国中と郡内ではまた。

来なかった具体的な甲府陣屋の選定・設置過程や下僚給与・職務分掌また、これまで『甲斐国志』によって場所と坪数しか知ることの出

復帰後間もなく死去したため、伊奈半左衛門忠宥の預かりを経て

年の代官役所経費支給方法の変更による大改革前の下僚の実態を究明 を明らかにした。これによって、これまで不明な点が多かった享保十 する上での指標とすることができるようになった。

な面からも騒動の端緒を考えてみたいと思う。 僚の不法行為が蔓延することもあったのである。 削減のためのものであった。また、代官不在の陣屋であるがゆえに下 領の大名預地化や統廃合が実施された時期にあたり、 理由に、谷村陣屋の機能を石和陣屋に吸収させることにより廃止が目 機はあった。石和代官蓑豊昌によって公事国とよばれた訴訟の多さを 代官支配となるのは寛政期以降である。また、谷村陣屋にも廃止の危 後に多額の賄賂や献金が動いていた実態がみられ、今後社会経済史的 論まれた。しかしこれは口実であり、幕府財政危機の中で全国的に幕 創設期には関東、次いで伊豆代官であり、一般的に知られている石和 が、大きく分けて関東・伊豆・甲斐国内の代官によるものであった。 村は本陣屋となることがなかったために何れかの陣屋の出張となる 一方、谷村藩秋元氏の転封以後の郡内は独自な幕領形成をした。 しかも、 新の目的は冗費 天保騒動前 谷

註

- 2 1 村上直「近世初期、甲州系代官衆の系譜について―武田蔵前衆を中心に」(豊田 武博士古希記念会編『日本近世の政治と社会』吉川弘文館、 一九八〇年)。
- 村上直「甲斐国石和代官所に関する一考察」(磯貝正義先生古希記念論文集『甲 (『甲府市史研究』二号、一九八五年)。 斐の地域史的展開』雄山閣出版、一九八二年)、同「近世甲斐における甲府代官」
- 和泉清司「徳川幕府直轄領の全国的形成と支配」(『徳川幕府成立過程の基礎的研 究』文献出版、 一九九五年)。

3

4

- 本章の記述は、 世1 第一章〈西沢淳男他執筆〉(山梨県、二〇〇六年三月)による。 一特別な註を付けない限り、山梨県編集『山梨県史』通史編3、 沂
- 山梨県立博物館所蔵。

5

- (6) 村上直「武田蔵前衆について」(『論集 二〇一三年)。 代官頭大久保長安の研究』揺
- 山梨県編集『山梨県史』資料編8、 村上直「大久保石見守長安と甲斐」註(6)『論集 代官頭大久保長安の研究』。 一九九八年三月)。 近 世 1 史料四八九~四九四(山梨県

8 7

- 註(8)『山梨県史』史料四八三。
- 註(8)『山梨県史』史料六七六。
- 11 10 9 田淵正和「設置時期の甲府勤番支配就任者についての一考察」(『武田氏研究』第 六号、一九九〇年五月)。
- 『日本財政経済史料』一巻、九○○頁(藝林舎、一九七○年)。
- 13 12 ない限り、同史料による。 註(8)『山梨県史』史料七〇四。 以下甲府陣屋については特別な註を付け
- 註(8)『山梨県史』史料七一五。
- 15 14 小宮山昌世「地方問答書」(小野武夫編『近世地方経済史料』八巻、 文館、一九五八年) 吉川弘
- 埼玉県史調査報告書『分限帳集成』一五(埼玉県史刊行協力会、一九八七年)。
- 17 16 拙稿「寛政改革期における手付制導入と運用の諸問題」(『日本歴史』六三八 号、二〇〇一年)。
- 註(8)『山梨県史』史料七〇九。

(にしざわ

あつお・高崎経済大学地域政策学部准教授

- 拙著『代官の日常生活』(講談社、二〇〇四年)。
- 20 19 18 富士吉田市編さん委員会編集『富士吉田市史』近世史料編第三巻 士吉田市、 一九九四年三月)。 15 (富
- 21 「石和代官所跡」(『山梨県の地名』日本歴史地名大系19、 平凡社、 一九九六
- 都留市史編纂委員会編集『都留市史』 通史編、 一九○頁掲載天保期谷村陣屋
- 都留市史編纂委員会編集『都留市史』資料編、近世Ⅱ─第一章第二節一一(都

### 甲斐国幕領の成立と陣屋の形成

留市、一九九六年三月)。

- 27 26 25 24 『富士吉田市史』(史料編第三巻、近世Ⅰ—三九)。
  - 註(2)『都留市史』第一章第二節一五。
  - 拙著『幕領陣屋と代官支配』第一部第一章(岩田書院、一九九七年)。
- 拙稿「代官陣屋と地域社会」(藪田貫・奥村弘編『地域史の視点』吉川弘文館

二〇〇六年)。

- 3) 註(26) 拙著第三部第一章。 3) 註(26) 拙著第三部第一章。
- 31 30 29 28 山梨県立図書館編集『甲州文庫史料』第六巻一九(山梨県立図書館 一九七八年一二月)、『富士吉田市史』(史料編第三巻、近世Ⅰ--1)。
- 「甲斐国都留郡領主・代官属僚一覧」(米崎清実「甲斐国郡内領における谷村 代官所支配と郡中代・郡中惣代」『富士吉田市史研究』第四号、一九八九年
- 註(8)『山梨県史』史料七一七。
- 『都留市史』(資料編、 古代・中世・近世Ⅰ—九九)。
- 36 35 34 33 『都留市史』(資料編、近世Ⅱ—一三)。
- 清水三郎助「内糺御用留」(戸羽山翰『江川担庵全集』別巻二、 一九七九年)。 嚴南堂書店、
- 3837 以下個別代官については特別な註を付けない限り、註(2)拙著付録「幕領 例えば和崎晶「幕領期の変遷」(『都留市史』通史編、近世第一章第三節)。

代官・陣屋データベース」及び拙著『江戸幕府代官履歴辞典』(岩田書院、

- 39 館内閣文庫所蔵)。 「柳営日次記」享保三年七月一九日・享保四年七月二三日の条 二〇〇一年) による。 (国立公文書
- 長野県編集『長野県史』近世史料編七巻(三)二一九〇号(長野県史刊行会: た「信州御預り所村々申渡ス条目」(長野県立歴史館寄託西大滝村斉藤家文 書G―二一四)には「我々立毛検見御用」とある。 一九八六年四月)。享保三年信濃国へ派遣された勘定二名から村方に出され

40

 $\widehat{41}$ 『寛政譜』第五巻、三八一頁(続群書類従完成会、一九八四年)。